

南あわじ市



農業委員会だより

～かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業を作る「かけ橋」～

第14号

平成29年1月発行

編集・発行 南あわじ市農業委員会

〒656-0492

南あわじ市市善光寺22番地1

TEL (0799)43-5236

FAX (0799)43-5336



【南あわじお母ちゃんの会 活動紹介】

美菜恋来屋の出荷者有志の6人で構成され、旬の料理のアイデアを伝承する「農家さんのアレコレ！」を開催しています。(中面に掲載)

新年のごあいさつ



南あわじ市農業委員会

会長 阿部 幸弘

新年あけましておめでとございます。

平素は、農業委員会活動にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

農業、農村を取巻く情勢は、農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地や有害鳥獣による被害の増加など深刻な状況にあります。農業委員会では、このような情勢を踏まえ、毎年、農地パトロールや全農地の利用状況調査を行い、農地の状況把握に努めております。

また、改正農業委員会法が昨年四月一日より施行されており、主な改正点は、農業委員会に新たに農地利用の最適化を推進する委員（農地利用最適化推進委員）を配置し、その強化を図ること、農業委員の選出方法を公選制から議会の同意を得て市長の任命制とすることです。なお、南あわじ市農業委員会の場合、経過措置により平成二九年八月一日から新体制となります。

八月からの新体制の整備に向け、農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・募集が行われることとなりますのでご理解、ご協力いただきますようお願い致します。新体制のスタートに向けて、全委員一丸となり法令を遵守し、地域の農地と農業者に寄り添い直面する課題解決に取り組んでいきたいと思っております。本年が皆様にとって、素晴らしい年になりますようご健勝とご多幸を祈念申し上げます。

かけがえのない農地を守りましょう!!

遊休農地の固定資産税が課税強化されます

農業委員会では、毎年七月〜八月に「農地の利用状況調査」を実施しています。

この調査において遊休農地と判断された農地の所有者に対して「遊休農地の利用意向調査票」を送付しましたので、記入、返送のご協力をお願いします。

利用意向調査後に、耕作が再開されていない場合や適正に管理されていない場合、また、調査票が無回答の場合は、農業委員会が農地中間管理機構（公益社団法人兵庫みどり公社）と貸し付けについて協議を行うように勧告する場合があります。

協議の勧告を受けると翌年から遊休農地の固定資産税の評価額が約1.8倍に課税強化されますので、農地の適正な管理をお願いします。

なお、利用意向調査において、農地中間管理機構への貸付の意向を示された場合は、課税強化の対象となりません。

また、所有する全ての農地を農地中間管理機構に十年以上貸付けた場合は、一定期間、固定資産税の評価額が二分の一に軽減されます。

農地中間管理機構とは？

農地中間管理機構とは、担い手への農地の集積・集約化を進めるために県に一つ設置された農地の中間的受け皿となる組織です。公的機関である機構が農地を借り受け、担い手にまとまった形で農地を転貸します。このため、農地の貸し手と担い手とも安心して貸し借りでき、また双方にメリットもあります。

【農地を貸す方】

- ・ 契約期間終了後、農地は戻ります。
- ・ 賃借料は機構を通じて支払われます。

【農地を借りる方】

- ・ 集積・集約された農地を長期（十年間）に安定して借りることができます。
- ・ 貸し手が多数いても、機構との契約だけなので、賃借料の支払い等の事務が軽減されます。

【利用できる農地の条件】

- ・ 農地等として利用することが著しく困難な農用地等ではありません。
- ・ 人・農地プラン作成地区の農地のみ利用できます。

農地バンクを 活用しましょう



農地バンクとは、農地の所有者が管理できなくなった農地を登録していただき、その情報を借りたい（買いたい）方へ提供し、農地の有効利用を図る事業です。次のような理由でお困りの方は、農地バンクにご登録ください。登録は随時受け付けています。

- ・ 遠方に居住している方
- ・ 農業の規模縮小や離農を考えている方
- ・ 労力が不足している方（高齢、病気等）
- ・ 後継者がいない方

表紙の紹介 「南あわじお母ちゃんの会」

「南あわじお母ちゃんの会」は、農家主婦のアイデア（簡単なひと工夫）を現代の子育て世代などに伝え、料理することの楽しさ、美味しさ、健康であることの大切さを知ってもらおうという活動をした、という思いで始めました。地域おこし協力隊と連携し、毎月十九日（食育の日）、旬の料理のアイデアを伝承する「農家さんのアレコレ！」を開催しています。これまでに紹介したニンニクしょうゆ、自家製ふりかけなども「栄養満点でおいしい」、「食品添加物が含まれず、体に優しい」と好評でした。

今後の開催予定は、左記のとおりです。参加費は無料、事前の予約もできます。どなたでもお気軽にご参加ください。



【日程・内容】

- 一月十九日（木） ささげを使ったちよぼ汁
 - 二月十九日（日） 味噌づくり
 - 三月十九日（日） デコ巻きずしとお吸い物
- * いずれも十時〜（予定）

【お問い合わせ】

美菜恋来屋
美菜恋来屋
電話…43-3751

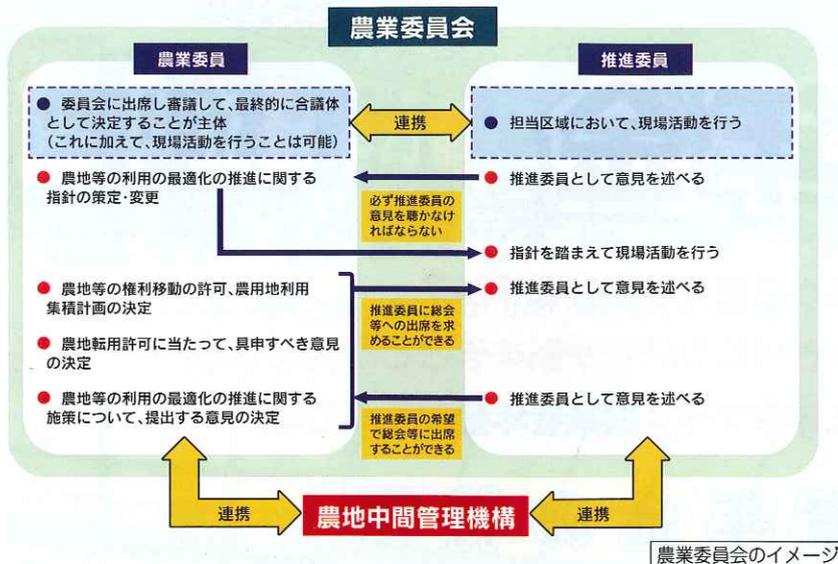
新たな農業委員会制度について

農業委員会の主たる使命である、担い手への農地の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、「農地等の利用の最適化」を積極的に推進していくことを目的とし、農業委員会法が改正されました。

《改正点①》

「農地利用最適化推進員」の新設

推進員は、農地等の利用の最適化を進めるため地域における現場活動に取り組みます。

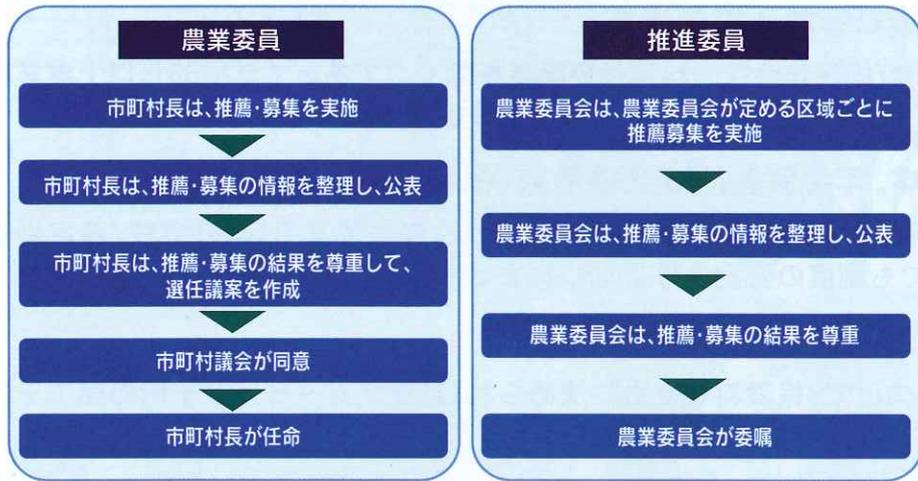


農業委員会のイメージ

《改正点②》

農業委員の選出方法の変更

公職選挙法に基づくものから、市長が議会の同意を得て任命する方法に変更されましたが、経過措置により南あわじ市農業委員は任期満了（平成二九年七月三二日）まで引き続き農業委員として在任します。



新たな農業委員等の選出方法

全国農地ナビって？

全国農地ナビ（農地情報公開システム）は、市町村および農業委員会が整備した農地台帳と地図情報の公表項目について、インターネット上で公表するサイトです。「全国農地ナビ」で検索してアクセス！



全国農地ナビ

検索

全国農業新聞の購読を！

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する週刊の農業総合専門紙です。経営とくらしに役立つ情報が満載です。ぜひ購読を！

購読料

一ヶ月七〇〇円

(送料、税込み)

お申し込みは地元農業委員もしくは農業委員会事務局まで。

貸借料情報

平成二七年一月から平成二八年一〇月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（二〇アール当たり）

※田のみ

(単位：円)

区分	平均額	最高額	最低額
表裏作	10,300	41,000	1,000
表作のみ	9,500	13,000	4,800
裏作のみ	7,200	13,000	5,000

申請書等審議日程

毎月の日程により申請書等の受付、審議、許可等を行っています。申請についてのご相談はお早めにお願ひします。

○申請書等受付締切

毎月五日

(閉庁日の場合は前日)

○総会

毎月二〇日頃

しっかり積み立て、がっちりサポート
安心で豊かな老後を

農業者年金



- ☆ あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- ☆ 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- ☆ 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

農業者年金の特徴

- ☆ 農業に従事されている方は誰でも加入できます。

60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

- ☆ 少子高齢時代に強い年金です。年金資産は安全性を重視して運用しています。

自ら積み立てた保険料とその運用益(付利)により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

- ☆ 保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ(月額2万~6万7千円の間で千円単位)、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

- ☆ 終身年金で80歳までの保証付きです。

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金として支給します。

- ☆ 税制面で大きな優遇措置があります。

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります(支払った保険料の15%~30%程度が節税)。

- ☆ 認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円、通算すると最大で216万円)があります。

この国庫補助額に見合う年金は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

詳細な農業者年金の内容やご相談については、最寄りのあわじ島農協、南あわじ市農業委員会、または農業者年金基金にお問い合わせ下さい。

あわじ島農業協同組合 TEL.0799-42-5200
農業委員会事務局 TEL.0799-43-5236

農業者年金基金

検索

